

大阪市立 八幡屋小学校 「学校いじめ防止基本方針」

平成 26 年 2 月制定
平成 30 年 5 月改訂
令和 2 年 9 月改訂
令和 3 年 4 月改訂
令和 4 年 4 月改定
令和 6 年 4 月改定
令和 7 年 4 月改定

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「八幡屋小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の 3 点をあげる。

- 「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 1 条」および「第 3 条」「第 13 条」を踏まえ、いじめを許さない学校づくりを進めるために、児童の意識改革を図り、道徳教育・人権教育をはじめとする様々な取り組みを充実させ、教職員研修を計画的に実施する。
- いじめの未然防止・早期発見のため、児童自らが互いを認め合える「絆づくり」と「居場所づくり」を作り出す取り組みを充実させ、すべての児童が安心・安全に学校生活を送り、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを前進させる。
- そのため、保護者や地域との連携を積極的に進め、「保（幼）・小」、「小・小」連携や接続中学校との連携関係も一層深めていく。

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

- (1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

本校策定の「基本方針」に基づき、授業の改善を図るために以下に進める。

- 学校生活を送る児童が最も長い時間を過ごすのが、授業の時間であり、この時間を児童が、主体的に積極的に過ごすことで、安心・安全な学校生活に繋がり、学力向上はもとより、いじめをはじめとした生活指導上の諸問題の未然防止に繋がっていく。そのため、「わかる授業づくり」を進め、「すべての児童が参加・活躍」する授業を追及していく。
- 「わかる授業」の創造をめざし、現在も進めている「研究授業」の深化と充実をさらに図るとともに、「外部講師」の活用や「メンター教員」を中心とした校内研修会を実施する中で、教員の指導力の向上を進めていく。
- 「学習参観」や「土曜授業」などを積極的に活用し、授業・児童の実態を保護者や地域住民に広く周知する。

(2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

本校策定の「基本方針」に基づき、児童の自己有用感の高揚を図るために以下に進める。

- 友人関係や集団づくり、社会性の育成などを進めるために、従前から進めている社会見学や交流体験などの「体験的な学習」のさらなる充実と深化を図り、児童自らが、気づき、経験する機会を積極的に展開していく。
- 様々な「学校行事」や「学年行事」において、児童自らが計画し、実行する機会を積極的に設け、他の児童や大人との関わり合いを通じて、児童自らが人と関わることの喜びや重要性を認識させ、人との絆づくりを進めることで、「自己有用感」、「自己肯定感」そして「ソーシャルスキル」の育成を図っていく。
- 児童会活動や各委員会活動、「キッズタイム」の取り組みなどを通じて、児童相互や異学年交流を積極的に進め、「存在感」や「所属感」の高揚を図り、望ましい集団育成に努める。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成のために

（特別の教科道徳、人権教育、総合的な学習の時間の取り組み、日常の生活指導等から）

本校策定の「基本方針」に基づき、いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成を図るために以下に進める。

- 年間計画のもと、道徳教育や人権教育の取り組みを通じて相手の存在や尊厳を認めることのできる児童を育成し、児童自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるように取り組みを深める。
- それぞれの授業や「体験的な学習」の中で、生命の大切さや仲間の大切さを一層認識させる取り組みを深める。
- 日常の生活指導において教職員はいじめている児童はもとより、周りで見ていたり、はやし立てたりする児童についても毅然とした姿勢で指導をおこない、学校全体でいじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成を進める。
- 社会全体に、携帯電話やスマートフォーン、パソコンの利用が進む中で、「情報モラル・リテラシー」の指導を進めるとともに、保護者に対しても啓発を進める。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- 「いじめ防止対策推進法第23条」を踏まえ、児童の細かな変化を見逃さず、気づいた情報を確実に共有するために、教職員間の情報交換に努めるとともに、「家庭連絡帳」や「電話連絡」、さらには「家庭訪問」などをおこない保護者との連携を密にし、相談体制の強化を図る。
- さらには地域からの情報も積極的に収集するために、「見守り隊」や「町会長会議」からの情報収集に努める。
- 児童情報については、毎月開催している定例の「生活指導連絡会」（いじめ対策委員会を兼ねる）で各学年からの情報交換をおこなうとともに、緊急の場合は、職員朝会などを活用する。
- 情報については、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を収集の基本とし、「いじめアンケート」や「教育相談」、学習用端末の「心の天気」「相談機能」や校務用端末の「日誌」等を積極的に活用する。
- 「教育相談」は学級担任や児童との信頼関係のある教職員、管理職等が児童への聞き取りや児童からの要請でカウンセリング室（小会議室）等にて児童の人権に配慮しながら単数又は複数で実施する。
- 教育委員会を始め、所轄警察署（生活安全課少年係）、子ども相談センター（児童相談所）、区役所子育て相談室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーさらには民生委員・児童委員などの関係諸機関との連携を深め、いじめの早期発見に対応できる体制の強化を図り、保護者に対し、「いじめ相談窓口」の周知をおこなう。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- 「いじめ防止対策推進法第23条」により、いじめ事案を発見または通報を受けた場合は、遅滞なく情報が全教職員で共有できるよう管理職（校長・教頭）へ速やかに報告する。管理職は、緊急の「職員会議」や「いじめ対策委員会」を開催し、特定の教職員で対応することなく、学校総体で対応するための体制を整備し、解決への対応を進める。
- 被害児童の保護や加害児童の指導については、「いじめ対策委員会」で具体の方針や対応を検討し、学校総体で解決にあたる。特に、暴力的な行為や暴力を伴ういじめ事案については、「速やかに止めること」を最優先に対応する。
- いじめを傍観していた児童（児童集団）に対しても、自己の問題として捉えさせるように取り組みを進める。

○解決を図る上で、教育委員会をはじめ、所轄警察署（生活安全課少年係）、子ども相談センター（児童相談所）、区役所子育て相談室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーさらには民生委員・児童委員などの関係諸機関との連携をおこなう。

○ネット上のいじめ事案については、学校単独での解決が困難な事例もあり、外部の専門機関に支援や協力を求めるとともに、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」の活用も図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

「いじめ防止対策推進法第22条」により、次の校内組織を置く。

【組織名】

いじめ対策委員会

*現在既設の生活指導連絡会をいじめ問題に取り組むための組織として機能させ位置づける。

【構成】

校長（委員長）、教頭、教務主任、生活指導部長、各学年担任代表、特別支援学級担任代表、養護教諭

*事案に応じて必要な教職員も加わるものとする。

【役割】

いじめに関する情報や児童の生活指導上に関わる情報の収集や記録、共有をおこない「学校いじめ防止基本方針」に基づく具体的な年間計画の作成や実行、検証、修正をまとめ。さらに、いじめに関する情報が生じた場合は、緊急に会議を開催し、迅速に情報の共有、関係児童への事実確認、保護指導および支援などの方針の決定をおこなうとともに、解決に向けての取り組みを進める。また、関係諸機関や保護者との連携を深める。

【開催時期など】

月1回の定例開催とする。事案発生時には緊急に開催する。

【年間計画】

	取り組み内容	備考
1学期	<ul style="list-style-type: none">①各月にいじめ対策委員会（生活指導連絡会）を定例開催する。（※ICTを活用し、実態把握、情報共有を行い、共通理解、記録する）②「いじめ（いのち）について考える日」の取組。③いじめに関する教職員研修会を実施する。④いじめアンケートの実施・分析⑤学級担任による教育相談を適宜実施する。	<ul style="list-style-type: none">①「運営に関する計画」立案②学校協議会
2学期	<ul style="list-style-type: none">①各月にいじめ対策委員会（生活指導連絡会）を定例開催する。※②いじめアンケートの実施・分析③学級担任による教育相談を適宜実施する。	<ul style="list-style-type: none">①「運営に関する計画」中間進捗の学校評価②学校協議会
3学期	<ul style="list-style-type: none">①各月にいじめ対策委員会（生活指導連絡会）を定例開催する。※②いじめアンケートの実施・分析③学級担任による教育相談を適宜実施する。	<ul style="list-style-type: none">①「運営に関する計画」最終の学校評価②学校協議会

◎2・3 学期にいじめに関する教職員研修会を必要に応じて実施したり、教育センター等の研修に参加したりして、いじめを許さない人権感覚を養う。

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- 「学校ホームページ」や「学校便り」を活用し、「いじめ問題」に対する学校の様々な取り組みについての情報発信をおこなう。
- 「学校協議会」において「いじめ問題」に対する学校の様々な取り組みについての情報発信をおこなう。
- 「PTA役員会・実行委員会」において「いじめ問題」に対する学校の様々な取り組みについての情報発信をおこなう。
- 学期末の「学級・学年懇談会」を活用し、「いじめ問題」に対する学校の様々な取り組みについての情報発信をおこなう。
- 定例開催の「町長会議」に出席し、「いじめ問題」に対する学校の様々な取り組みについての情報発信をおこない、地域諸団体や関連機関との連携の強化を進める。

(3) 取組内容の検証

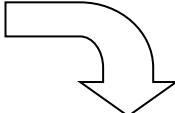
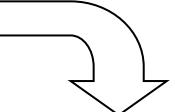
- 定例の「いじめ対策委員会」において検証と点検を行い、取り組みの更なる充実深化を図る。
- 「運営に関する計画」の立案、進捗状況の学校評価、最終の学校評価のそれぞれにおいて、PDCAサイクルをもとに、取り組み内容の精緻な検証と点検をおこない、新たな取り組みに反映させる。

7. 重大事案への対処

「いじめ防止対策推進法第28条」により、次の対処をおこなう。

- 「生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」などの重大事案が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し対処する。
- 教育委員会の指導と支援のもと、校内に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果を踏まえた必要な措置をおこなう。教育委員会、第三者委員会が調査の主体となる場合は、資料の提出など、調査に協力する。
- 被害の児童・保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係など、その他必要な情報を適切に提供する。

いじめ対応フロー チャート

児童	学校	関係諸機関
児童	<p>いじめの未然防止</p> <p>(1) 授業改善 (2) 自己有用感を高める (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成</p> <p>いじめの早期発見についての取組</p> <p>(1)児童の細かな変化を見逃さず、気づいた情報を確実に教職員間で共有する。 (2)「家庭連絡帳」「電話連絡」「家庭訪問」などで保護者との連携を密にする。相談体制の強化を図る。 (3)PTA・地域からの情報も積極的に収集する (4)毎月定例の「生活指導連絡会」で情報交換をおこなうとともに、緊急の場合は、職員朝会などを活用する。 (5)「いじめアンケート」や「教育相談」、ICT「心の天気」「相談機能」「日誌」を積極的に活用する。 (6)「教育相談」は児童の人権に配慮しながら実施する。 (7)保護者に対し「いじめ相談窓口」の周知をおこなう。</p> <p>いじめの早期解決についての取組</p> <p>いじめ事案を発見または通報を受けた場合は、遅滞なく情報が全教職員で共有できるよう管理職（校長・教頭）へ速やかに報告する。</p> <p>管理職は、緊急の「職員会議」や「いじめ対策委員会」（校長（委員長）、教頭、教務主任、生活指導部長、各学年担任代表、特別支援学級担任代表、養護教諭）を開催し、特定の教職員で対応することなく、学校総体で対応するための体制を整備し、解決への対応を進める。</p> <p>被害児童の保護や加害児童の指導については、「いじめ対策委員会」で具体の方針や対応を検討し、学校総体で解決にあたる。特に、暴力的な行為や暴力を伴ういじめ事案については、「速やかに止めること」を最優先に対応する。</p> <p>いじめを傍観していた児童（児童集団）に対しても、自己の問題として捉えさせるように取り組みを進める。</p> <p>重大事案への対処</p> <p>生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」などの重大事案が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し対処する。</p> <p>教育委員会の指導と支援のもと、校内に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施し、調査結果を踏まえた必要な措置をおこなう。教育委員会が調査の主体となる場合は、資料の提出など調査に協力する。</p> <p>被害の児童・保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係など、その他必要な情報を適切に提供する。</p>	<p>連絡・連携</p>  <p>・教育委員会を始め関係諸機関との連携を深める。</p> <p>連絡・連携・協力</p>  <p>解決を図る上で、教育委員会をはじめ、関係諸機関との連携をおこなう。 ネット上のいじめ事案については、学外部の専門機関に支援や協力を求めるとともに、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」の活用も図る。</p>
被害児童		
被害児童		
加害児童		
傍観児童		